

露店等出店申込書・同意書

光のページェント TWINKLE JOYO 2022 開催日に露店等の出店を申し込みます。また、出店に際しては、別紙(様式第1)に記載された事項に同意します。

屋号・店名				
フリガナ 代表者氏名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日
住 所	〒			
連絡先 電話番号	自宅 ()—	—		
	携帯	—		
出品業種 (営業品目)				
店舗担当者 (手伝う者全て)	手伝う期間	氏 名	年齢	連 絡 先
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			
	12月 日～ 日			

※申込の際にご提供いただきました個人情報、厳重に管理し、露店等の出店確認以外の目的には利用いたしません。

様式第 2

露店を出店するにあたり、下記1及び2に記載された事項の遵守を表明・確約するとともに、下記3及び4に記載された事項に同意します。

- 1 光のページェント TWINKLE JOYO 開催に係る露天等営業に関する規約(以下「規約」という。)第4条各号に該当しないこと。
- 2 次の各号を遵守すること。
 - (1) 主催(一般社団法人城陽市観光協会)及び警備員・警察官の指示に従うこと。
 - (2) 申請者以外の者が営業しないこと(名義貸しをしないこと)。
 - (3) 一般社団法人城陽市観光協会から交付を受けた出店確認証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示すること。
 - (4) 露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯すること。
 - (5) 18歳未満の者を午後10時から翌午前3時までの間使用しないこと。
 - (6) 出店場所及びその周辺を破損、汚損しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、原状復旧すること。
 - (7) 出店に際して発生したゴミ等については、一般社団法人城陽市観光協会が定めた廃棄場所に廃棄し、その場に放置しないこと。
 - (8) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。
- 3 出店者が規約第4条各号に該当しないことを確認するに当たっては、一般社団法人城陽市観光協会が関係機関と連携して行うこと。
- 4 申し込み書に虚偽の内容が記載されていること、禁止事項が守られていないこと等が判明した場合には、直ちに出品確認を取り消されても異存のないこと及びこれにより損害が生じた場合でも一切を自身の責任とすること。

光のページェント TWINKLE JOYO 開催に係る露店営業に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、京都府暴力団排除条例及び城陽市暴力団排除条例に基づき、暴力団排除を推進するとともに、露店等(商品の販売やサービスの提供等を目的として、臨時的に出店するものをいう。以下同じ。)の営業者の自由な経済活動と秩序ある営業活動行為を促進し、もって社会環境の維持と城陽市の健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申し込み)

第2条 光のページェント TWINKLE JOYO の会場において露店等を営業しようとする者(以下「出店者」という。)は、一般社団法人城陽市観光協会に対し、露店等出店 申込書・同意書(様式第1)を提出し、確認を受けなければならない。(確認証の交付)

第3条 一般社団法人城陽市観光協会は、露店等を営業することが適当と認めるときは、出店者に対し、出店確認書(様式第2)を交付するものとする。

(出店の拒否)

第4条 一般社団法人城陽市観光協会は、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店確認証を発行しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの
- (4) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を与供するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与しているもの。

(関係機関への意見聴取)

第5条 一般社団法人城陽市観光協会は、第2条の確認をしようとするときは、第4条各号に掲げる事由の有無について関係機関に意見を聴くことができる。

(出店確認証の掲示等)

第6条 出店者は、一般社団法人城陽市観光協会から交付を受けた出店確認証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して営業を行わなければならない。また、露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯しなければならない。

(出店者の遵守事項)

第7条 出店者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所及びその周辺を破損、汚損などしないこと。万が一、破損、汚損などが生じた場合は、原状復旧すること。
- (2) 出店に際して発生したゴミ等については、出店者が持ち帰る者とし、その場に放置しないこと。

(3) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。

(出店の取り消し)

第8条 一般社団法人城陽市観光協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。

- (1) 出店者、責任者及び使用人が、第4条各号に該当すると判明した場合。
- (2) 提出書類の記載事項が事実と異なることが判明した場合。
- (3) 来場者及び他の出店者に対し迷惑をかける行為等を行った場合。
- (4) 第7条の遵守事項に反した場合。
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めた場合。

(撤去等の措置)

第9条 一般社団法人城陽市観光協会は、関係機関と連携の上、撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

(責任者及び従事者の変更)

第10条 出店者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を責任者及び従事者として営業に当たらせるときは、改めて、当該等責任者及び従事者の氏名、住所、生年月日、連絡先を一般社団法人城陽市観光協会に届け出なければならない。

附則 この規約は、2022年11月1日から施行する。